

和 指 第 5 0 号
令和 8 年 4 月 2 0 日
(2 0 2 6 年)

各介護職員等処遇改善加算算定対象事業者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算の介護給付費に係る体制等に関する
届出書及び体制等状況一覧表の提出について (通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年度介護報酬改定により令和 8 年 6 月算定分から処遇改善加算の拡充が行われます。**令和 8 年 6 月以降、介護職員等処遇改善加算を新たに算定する場合や加算の区分を変更する場合は、以下のとおり介護給付費に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表の提出が必要です**ので手続きに遺漏なきようお願いいたします。

1 介護給付費に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表の提出について

(1) 提出期限 (令和 8 年 6 月算定の場合)

居宅系サービス	令和 8 年 5 月 1 5 日 (金)
施設系サービス (短期入所・特定施設含む)	令和 8 年 6 月 1 日 (月)

※令和 8 年 6 月分から処遇改善加算が新設されるサービス (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等) の事業者等は令和 8 年 6 月 1 5 日まで対応が可能ですので、個別にご相談ください。

(2) 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

該当サービスの届出書を提出してください。

- ・【別紙 2】 (介護予防) 居宅サービス、 (介護予防) 施設サービス用
- ・【別紙 3-2】 (介護予防) 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用
- ・【別紙 5 0】 予防給付型サービス、介護予防ケアマネジメント用

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

該当サービスの体制等状況一覧表を提出してください。

令和 8 年 6 月以降用の新様式に変わっています。下記ホームページから様式をダウンロードの上、提出してください。

- ・【別紙 1-1】居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援用
- ・【別紙 1-2】介護予防サービス用
- ・【別紙 1-3】（介護予防）地域密着型サービス用
- ・【別紙 1-4】予防給付型サービス、介護予防ケアマネジメント用

「介護給付費算定に係る届出等様式集」（ページ番号：1003137）

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

(3) 提出方法

電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスいただき、電子申請・届出システムにて提出してください。（G ビズ ID のアカウントが必要です）

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・「申請届出メニュー」は、「5. 加算に関する届出」を選択し提出してください。

※原則、電子申請・届出システムでの提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は郵送による提出も可能とします。当該届出を含め多くの届出が集中する時期となりますので、**窓口混雑及び受付トラブルの回避のため来庁及び電子メールによる提出はご遠慮ください。**郵送の場合は、以下の送付先まで提出してください。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320